平成２９年（フ）第１９８号
静岡県沼津市大岡1030番地の16
破産者　山下　里恵
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
兵庫県揖保郡太子町鵤961番地23
破産者　清水土建工業こと　清水　哲郎
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第１１号
兵庫県たつの市揖西町土師458番地１　グレイスフルヴィラ101、従前の住所兵庫県たつの市揖西町土師４丁目141番地
破産者　丸橋　　由（旧姓中尾）
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第１８８号
広島県安芸郡府中町大通２丁目13番27―303号
破産者　小川　航平
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
広島県東広島市西条中央８丁目22番２号ヴィラはなみずき304号室、開始決定時の住所広島県尾道市向島町843番地19
破産者　樋口　真司
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１７号
徳島県三好市池田町馬路平尾４番地１
破産者　田村　武士
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第１６２号
高知市瀬戸南町１丁目４番６号
破産者　島崎　　実
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４１１号
宮崎市大字大瀬町1809番地７
破産者　武田　規正
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４１２号
宮崎市大字大瀬町1809番地７
破産者　武田チヤ子
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４５８号
鹿児島県鹿児島市中央町32番地44　ブルーアイズ中央208号
破産者　山口　紀子
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２７号
鹿児島県薩摩川内市平佐町5050番地１　ハイタウン平佐住宅20号棟73号室
破産者　赤瀬川由起
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

免責許可決定

平成３０年（フ）第９号
北海道歌志内市字文珠110番地13　中村中央地区Ｃ45―８―１
破産者　藤倉　　基
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
北海道小樽市石山町17番16号、前住所北海道小樽市清水町14番15号　グリーンバレー
破産者　成田　研司
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第２６号
北海道中川郡幕別町札内新北町24番地　プリオール春　１―Ｂ
破産者　仲　　陽子
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第２号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第２地割49番地12、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割80番地１　三堤住宅４号棟20号
破産者　赤城　　斉
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成３０年（フ）第２０号
岩手県奥州市水沢字桜屋敷499番地　第２グランデュール　101号室
破産者　板橋　昌春
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第５２号
茨城県常総市水海道橋本町3470番地６　Ｇハイツ御城101
破産者　地引　昌浩
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第５８号
茨城県古河市横山町２丁目14番12号　レピュートゆたか201号
破産者　篠原　　宏
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第６１号
茨城県古河市東牛谷374番地１　Ｂｌｏｓｓｏｍ　Ｃｏｕｒｔ　Ａ101、前住所茨城県猿島郡境町2177番地26
破産者　髙橋　伸行
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１０１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡５―６―58　イムスケアふじみの、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市亀久保1694番地29
破産者　寺師　誠治
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２７１号
東京都昭島市昭和町１丁目５番４号ハイネスあおき105号
破産者　鈴木　優弥
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部